

奈良工業高等専門学校の共催又は後援の名義使用の取扱について

平成28年10月6日
校長 裁定

奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)の共催又は後援の名義使用に係る申請に対しては、以下のとおり取り扱うものとする。

第1条 行事の主催者は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 国立大学法人、独立行政法人又は国立研究開発法人
- (3) 教育に関する公益法人その他これに準ずるもの
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 報道機関
- (6) 公共的団体その他これに準ずるもの
- (7) その他校長が適当と認める団体

第2条 行事の事業内容は、次の各号のいずれかの要件を充たすものであること。

- (1) 共催の名義使用
 - ① 事業内容が教育・研究・社会貢献面で優れた企画を持ち、成果の普及並びに本校の事業の紹介又は振興に寄与するもの。
 - ② その他共催名義を使用することが適当と校長が認めるもの。
- (2) 後援の名義使用
 - ① 事業内容が広く教育・研究・社会貢献の成果の普及に関するものであり、本校の事業の紹介等に寄与するもの。
 - ② その他後援名義を使用することが適当と校長が認めるもの。

第3条 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 共催・後援名義使用申請書(別紙様式1)及び事業の目的、内容、日程等を明らかにする書類、資料
- (2) 事業の収支予算を明らかにする書類
- (3) 事業者が第1条第7号に該当する場合は、会則・定款等主催者の設置を明らかにする書類及び役員・事業関係者等の名簿

第4条 共催名義及び後援名義の使用を認める場合には、予め以下の条件を付するものとする。

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は速やかに報告書を提出すること。
- (3) 事業に要する経費は、主催者が負担すること。
- (4) 開催要項・ポスター・チラシ・パンフレット等を作成する際は、本校の共催又は後援を得た事業であることを明記すること。
- (5) その他名義の使用に際し、本校の指示に従うこと。

第5条 校長は、申請内容を確認し、第2条に定める要件及び第4条に定める条件に該当すると認められる場合に限り、名義使用許可書(別紙様式2)により許可するものとする。

2 建物使用、物品の貸与等の許可については、別に定める規程による。

第6条 共催名義及び後援名義の使用に関する事務は、総務課にて行う。

第7条 この取扱に定めるもののほか、共催及び後援の名義使用に関し必要な事項は、適宜追記するものとする。

附 則

この取扱は、平成28年10月6日から施行する。

別紙様式1

別紙様式2

(別紙様式1)

共催・後援名義使用申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長 殿

申請者
住所
氏名 印

このことについて、下記により貴校の(共催・後援)名義使用を申請します。
なお、名義使用に際し、遵守事項を遵守いたします。

記

1. 事業の名称 :
2. 主 催 者 :
3. 趣 旨 :
4. 開 催 日 時 :
5. 会 場 :
6. 対象・人数 :
7. 遵守事項 :
 - (1) 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事業終了後は速やかに報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (3) 事業に要する経費は、主催者が負担すること。
 - (4) 開催要項・ポスター・チラシ・パンフレット等を作成する際は、本校の共催又は後援を得た事業であることを明記すること。
 - (5) その他名義の使用に際し、本校の指示に従うこと。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

様

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校長
○ ○ ○ ○

共催・後援名義使用の承認について

貴_____より、平成 年 月 日付でご依頼頂きました事業の共催・後援名義使用について申請のとおり承認致します。

記

事業の名称 :

開催日時 :

留意事項 : (条件等あれば)